

県民生活センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

県民生活センター条例の一部を改正する条例

県民生活センター条例（昭和45年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 [略]</p>          <p>(行為の禁止)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）<u>第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターとする。</u></p> <p><u>(組織及び運営等)</u></p> <p>第3条 <u>法第10条の3第2項に規定する消費生活相談その他の事務を行う日及び時間は、規則で定める。</u></p> <p>2 <u>センターに、所長その他の職員を置く。</u></p> <p>3 <u>所長は、センターの事務を掌理する。</u></p> <p>4 <u>消費生活相談員（法第10条第1項第1号の消費生活相談員をいう。以下この条において同じ。）のうち少なくとも1人は、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者その他規則で定める者とする。</u></p> <p>5 <u>県は、消費生活相談員その他の法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るため、能力及び実績に基づく消費生活相談員の任用、当該事務に従事する職員に対する研修の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>6 <u>県は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(行為の禁止)</p>

第3条 [略]

(損害賠償等)

第4条 [略]

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

第4条 [略]

(損害賠償等)

第5条 [略]

(補則)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。